

米海兵隊員による女子中学生への暴行事件に対する意見書

去る2月10日、本町の平穏な住宅街において、女子中学生を車内で暴行したとして、翌11日に在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の二等軍曹が逮捕される事件が発生した。

今回の事件は、極めて悪質で深刻な事件であり、被害者の心中を察すると断じて許せるものではない。また、町民や県民及び子を持つ親の受けた衝撃は、計り知れないものがある。

本町においては、平成13年6月の米兵による女性暴行事件や昨年3月の米軍属の息子の少年による空気銃発砲事件などの米軍人・軍属及びその家族による凶悪犯罪が発生した。今回の米海兵隊員による暴行事件により町民は再び恐怖にさらされている。米軍は、町民が一層不信を抱いた現状を厳しく受け止めるべきである。

本町議会は、事あるごとに米軍当局や関係機関に対し厳重に抗議し、綱紀肅正及び再発防止を要求してきたが、抜本的な解決に至らないばかりか、またしてもこのような痛ましい事件が発生したことは、決して許すことのできない重大な事件であり、強い憤りを覚えるものである。

よって、北谷町議会では、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪と完全な補償を速やかに行わさせること。
- 2 米軍人、軍属の綱紀肅正を徹底させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行わさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年2月13日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当)
沖縄防衛局長